

令和 6 年度 事業概要

広島市食肉衛生検査所

目 次

I	検査所の概要	
1	検査所の沿革	1
2	根拠法令及び関連法令	1
3	業務	2
4	組織機構	2
5	施設	3
6	手数料に関する規定	5
7	事業予算	6
II	検査の概要	
1	月別と畜検査頭数	7
2	年度別と畜検査頭数（過去 10 年）	8
3	措置別頭数	9
4	年度別措置別頭数（過去 5 年）	10
5	精密検査等検査実績	11
6	外部検証	12
III	調査研究	
	調査研究一覧（過去 10 年）	13
	令和 6 年度調査研究	15
	・と畜検査データから得られた豚の尿細管間質性腎炎に関する一考察	
	・広島市と畜場における牛伝染性リンパ腫の発生状況について	
IV	その他の事業	
1	食肉に関する衛生教育	19
2	と畜検査結果のフィードバック	19
3	輸出食肉	19
4	実習等の受入れ	19

I Ⅰ 検査所の概要

1 検査所の沿革

大正	4 年	4 月	広島市福島町に市営と場移転設置
昭和	20 年	8 月	原爆により被災・倒壊
	22 年	1 月	と場施設応急復旧工事
	25 年	4 月	広島県から広島市にと畜検査業務移譲
	28 年	8 月	「と畜場法」制定
	34 年	1 月	と畜場全面改修
	35 年	2 月	検査業務を産業局(現経済観光局)から衛生局(現健康福祉局)に移管
	35 年	5 月	「広島市と畜検査所」開設 108 m ²
	39 年	4 月	「広島市食肉衛生検査所」に改名
	42 年	4 月	検査所新館完成 475 m ²
	42 年	10 月	病畜隔離検査室の設置 28 m ²
	54 年	4 月	行政組織機構改革(二係制となる)
	63 年	4 月	と畜検査管理システム稼働
平成	4 年	4 月	広島市草津港一丁目に「広島市と畜場」移転設置
	同	上	同上「広島市食肉衛生検査所」移転設置 1,137 m ²
	30 年	1 月	タッチパネル式と畜検査管理システム稼働

2 根拠法令及び関係法令

(1) 根拠法令

と畜場法	(昭和 28 年 8 月 1 日 法律第 114 号)
と畜場法施行令	(昭和 28 年 8 月 25 日 政令第 216 号)
と畜場法施行規則	(昭和 28 年 9 月 28 日 厚生省令第 44 号)
広島市と畜場法施行細則	(昭和 59 年 3 月 31 日 規則第 44 号)
広島市一般と畜場の構造設備に関する条例	(平成 15 年 3 月 20 日 条例第 23 号)
食品衛生法	(昭和 22 年 12 月 24 日 法律第 233 号)
牛海綿状脳症対策特別措置法	(平成 14 年 6 月 14 日 法律第 233 号)
厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則	(平成 14 年 7 月 1 日 厚生省令第 89 号)

(2) 関係法令

家畜伝染病予防法	(昭和 26 年 5 月 31 日 法律第 166 号)
化製場等に関する法律	(昭和 23 年 7 月 12 日 法律第 140 号)
広島市と畜場条例	(昭和 28 年 12 月 23 日 条例第 55 号)
広島市と畜場業務規則	(昭和 28 年 12 月 23 日 規則第 92 号)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令	(昭和 25 年 5 月 30 日 農水省令第 44 号)
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	(令和元年 11 月 27 日 法律第 57 号)

3 業 務

(1) 広島市事務組織規則

(食肉衛生検査所)

第41条 食肉衛生検査所を次のとおり設置する。

名 称	位 置
広島市食肉衛生検査所	広島市西区草津港一丁目11番1号 広島市中央卸売市場食肉市場内

2 食肉衛生検査所においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) と畜場の設置許可並びにと畜場の使用料及びとさつ解体料の認可に関すること。
- (2) 獣畜のとさつに関する公衆衛生上必要な指示及び措置に関すること。
- (3) 獣畜のとさつ、解体等の検査に関すること。
- (4) 食肉衛生検査所の庶務に関すること。

3 食肉衛生検査所に次の係を置く。

第一検査係

第二検査係

(2) 広島市と畜場業務規則

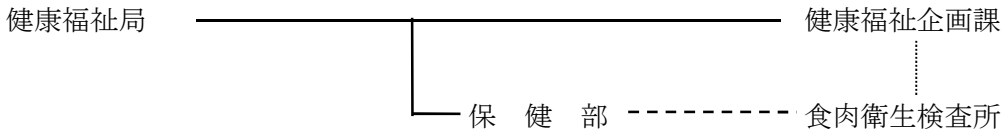
(開場時間)

第3条 と畜場の開場時間は、午前8時30分から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合においては、開場時間外の使用を許可することがある。

4 組 織 機 構

(1) 組織機構



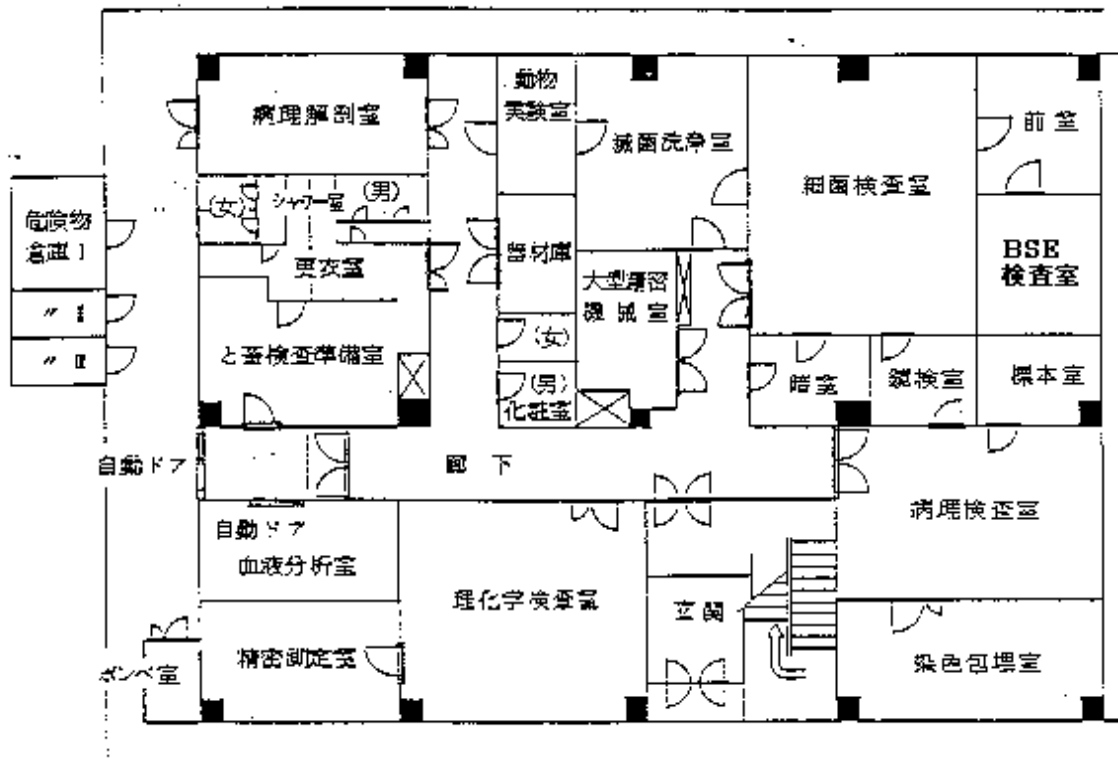
(2) 職員構成

(令和6年4月1日現在)

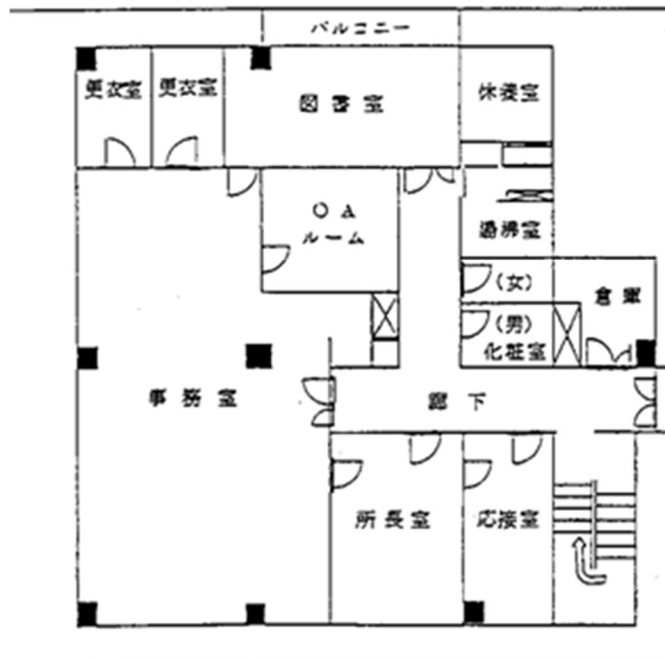
	所 長	第一検査係	第二検査係	計
所 長 (獣 医 師)	1			1
次 長 (獣 医 師)		1	1	2
専 門 員 (獣 医 師)		1		1
主 任 技 師 (獣 医 師)		1	1	2
獣 医 師		4	5	9
会計年度任用職員 (獣 医 師)			2	2
会計年度任用職員 (事務補助)		1		1
計	1	8	9	18

(2) 検査所平面図

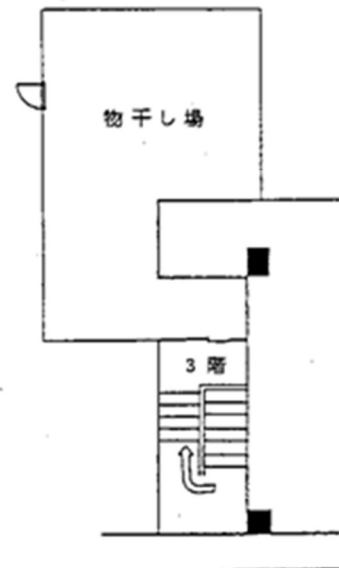
1 階



2 階



3 階



(食肉市場管理棟内)

検査所1階	522.64 m ²
検査所2階	355.48 m ²
検査所3階	159.65 m ²

(食肉市場本館棟内)

生体検査室	20.28 m ²
解体後検査室	49.99 m ²

(食肉市場病畜棟内)

病畜検査室	28.50 m ²
-------	----------------------

延床面積 1,136.54 m²

6 手数料に関する規定

(1) 広島市衛生関係手数料条例

(手数料を徴収する事務及び手数料の額)

第 2 条 別表に掲げる事務を行うときは、同表に定める手数料を徴収する。

別表 (第 2 条関係) (抜粋)

手数料名	単位	手数料の額
一般と畜場設置許可申請手数料	1 件につき	25,000 円
簡易と畜場設置許可申請手数料	1 件につき	12,000 円
と畜検査手数料	1 頭につき	ア (※1) イ (※2)

※1 と畜場開場時間内の場合で、体重 75kg 以上の牛にあつては 580 円、体重 75kg 未満の牛にあつては 230 円、馬にあつては 580 円、豚、めん羊又はやぎにあつては 230 円

※2 と畜場開場時間外の場合で、体重 75kg 以上の牛にあつては 1,160 円、体重 75kg 未満の牛にあつては 460 円、馬にあつては 1,160 円、豚、めん羊又はやぎにあつては 460 円

(2) 広島市証明等手数料条例

(手数料を徴収する事務及び手数料の額)

第 2 条 次の各号に掲げる事務を行うときは、請求者から、1 件につき、(中略)その他の事務にあつては 350 円の手数料を徴収する。

(1) ～ (38) 略

(39) その他前各号に準ずる事務で、市長において手数料の徴収を適当と認める事務(参考) とさつ解体検査証明、と畜検査合格済証明、食肉衛生証明

(3) 広島市と畜場業務規則

(使用料の額) (認定年月日 令和元年 9 月 26 日)

第 6 条 条例第 4 条第 1 項の規定により定める使用料の額は、次のとおりとする。

獣畜の種類		使用料の額（1 頭につき）	
		と畜場開場時間内	と畜場開場時間外
牛 及 び 馬	体重 75 kg 以上のもの	4, 432 円	5, 541 円
	体重 75 kg 未満のもの	1, 334 円	1, 665 円
豚		1, 334 円	1, 665 円
めん羊及び山羊			

備考 病畜の場合の使用料の額は、この表に掲げる額の 1.5 倍の額とする。

7 事業予算

(単位：千円)

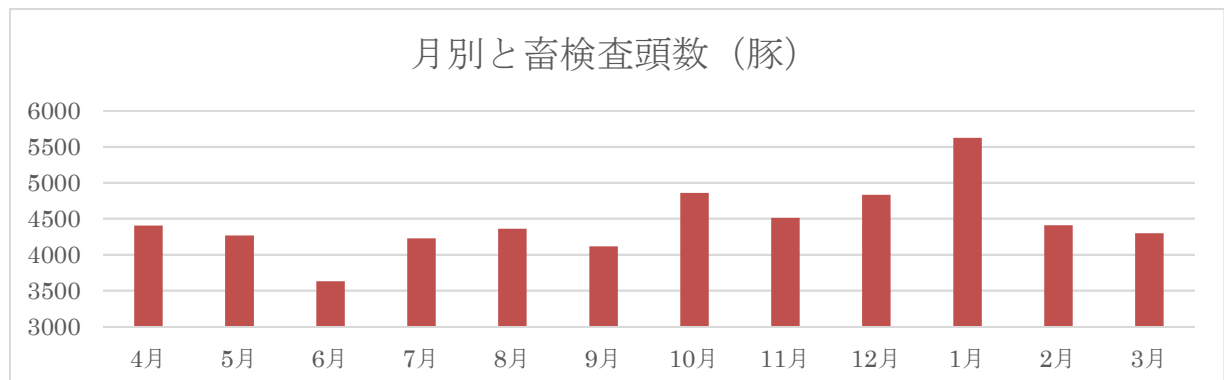
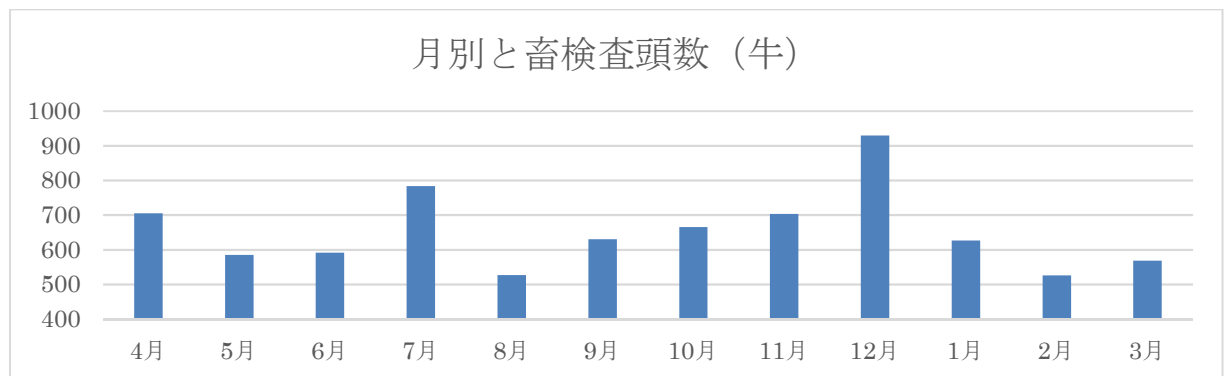
区分	科 目	令和 5 年度 決 算	令和 6 年度 決 算	令和 7 年度 予 算
歳入	と 畜 検 査 手 数 料	16,773	16,864	17,537
	とさつ解体検査証明手数料	74	66	73
	と畜検査合格済証明手数料	7	6	10
	保 健 衛 生 費 補 助 金	264	605	605
歳出	旅 費	339	321	362
	需 用 費	13,192	10,517	12,087
	役 務 費	279	278	354
	委 託 料	18,555	19,114	19,525
	使 用 料 及 び 賃 借 料	1,506	3,704	3,705
	備 品 購 入 費	1,256	7,963	904
	負担金、補助金及び交付金	20	64	51
	公 課 費	7	0	7

Ⅱ 検査の概要

1 月別と畜検査頭数

検査年月		牛		馬	豚	めん羊	山羊	計
		75Kg 以上	75Kg 未満					
令和6年	4月	704	1	0	4,403	5	2	5,115
	5月	585	0	0	4,265	0	0	4,850
	6月	591	0	0	3,629	0	0	4,220
	7月	783	0	0	4,226	6	2	5,017
	8月	527	0	0	4,361	3	0	4,891
	9月	630	0	0	4,114	1	0	4,745
	10月	665	0	0	4,856	3	0	5,524
	11月	703	0	0	4,513	2	0	5,218
	12月	928	1	0	4,830	2	0	5,761
令和7年	1月	626	0	0	5,621	3	2	6,252
	2月	526	0	0	4,411	1	0	4,938
	3月	568	0	0	4,297	2	1	4,868
計		7,836	2	0	53,526	28	7	61,399

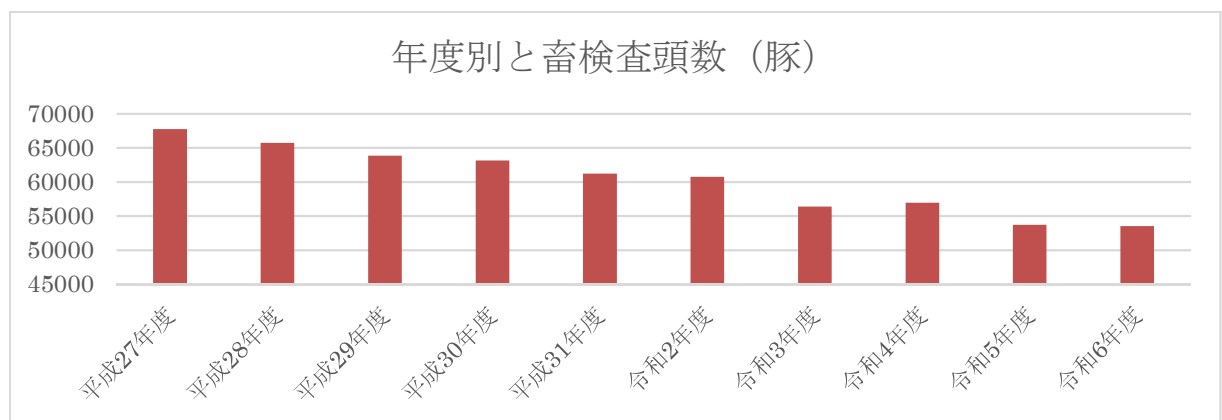
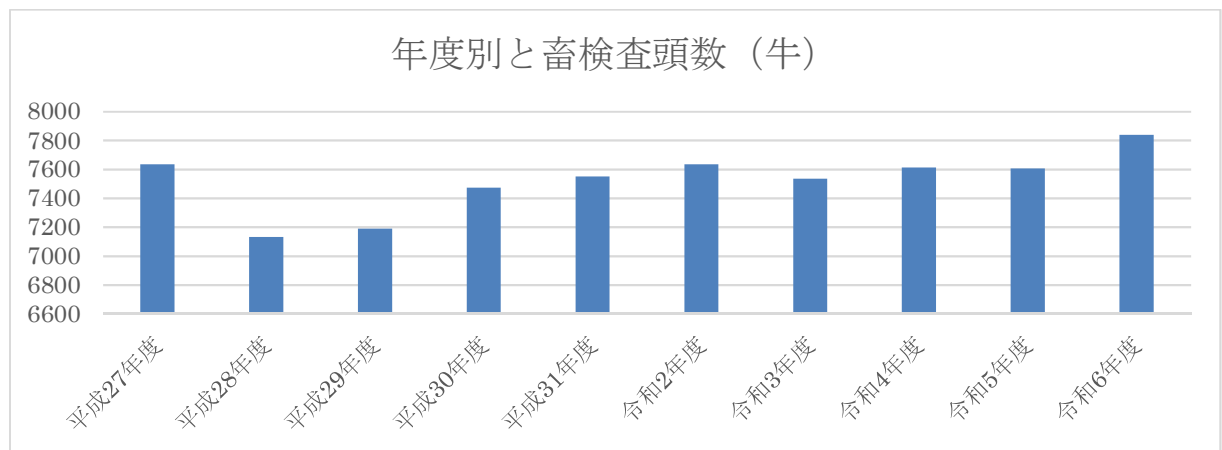
(単位：頭数)



2 年度別と畜検査頭数(過去10年)

年度	牛		馬	豚	めん羊	山羊	計
	75Kg 以上	75Kg 未満					
平成27年度	7,586	48	3	67,728	31	2	75,398
平成28年度	7,107	26	4	65,713	32	4	72,886
平成29年度	7,170	20	4	63,862	16	7	71,079
平成30年度	7,451	21	2	63,164	16	4	70,658
平成31年度	7,548	2	3	61,192	26	4	68,775
令和2年度	7,634	1	3	60,721	23	7	68,389
令和3年度	7,534	2	3	56,356	29	60	63,984
令和4年度	7,610	3	4	56,958	42	23	64,640
令和5年度	7,604	1	0	53,695	40	15	61,355
令和6年度	7,836	2	0	53,526	28	7	61,399

(単位：頭数)



3 措置別頭数

措 置	疾病又は異常等	牛		馬	豚	めん羊	山羊	計
		75Kg 以上	75Kg 未満					
とさつ禁止	豚丹毒				1			1
	膿毒症	0	0	0	1	0	0	1
	尿毒症	3	0	0	0	0	0	3
	黄疸(高度)	1	0	0	0	0	0	1
	計	4	0	0	2	0	0	6
解体禁止	検査後死亡	1	0	0	0	0	0	1
	計	1	0	0	0	0	0	1
全部廃棄	白血病	0	0	0	4	0	0	4
	豚丹毒				8			8
	膿毒症	7	0	0	63	0	0	70
	敗血症	11	0	0	20	0	0	31
	尿毒症	1	0	0	0	0	0	1
	黄疸(高度)	1	0	0	2	0	0	3
	水腫(高度)	29	0	0	1	0	0	30
	腫瘍(多発性)	4	0	0	0	0	0	4
	炎症(全身性)	47	0	0	1	0	0	48
	変性(全身性)	0	0	0	1	0	0	1
	牛伝染性リンパ腫	21	0					21
	計	121	0	0	100	0	0	221

(単位:頭数)

4 年度別措置別頭数(過去5年)

年度	措 置	牛		馬	豚	めん羊	山羊	計
		75Kg 以上	75Kg 未満					
令和 2年度	とさつ禁止	33	0	0	0	0	0	33
	解体禁止	0	0	0	0	0	0	0
	全部廃棄	143	0	1	101	0	1	246
	一部廃棄	7,095	1	2	53,784	12	3	60,897
	病変なし	363	0	0	6,836	11	3	7,213
令和 3年度	とさつ禁止	9	0	0	3	0	0	12
	解体禁止	1	0	0	1	0	0	2
	全部廃棄	117	0	0	86	0	1	204
	一部廃棄	6,889	2	3	49,610	16	46	56,566
	病変なし	518	0	0	6,656	13	13	7,200
令和 4年度	とさつ禁止	4	0	0	0	0	0	4
	解体禁止	1	0	0	1	0	0	2
	全部廃棄	109	0	0	57	1	0	167
	一部廃棄	7,032	3	3	48,768	31	19	55,856
	病変なし	464	0	1	8,132	10	4	8,611
令和 5年度	とさつ禁止	8	0	0	0	0	0	8
	解体禁止	0	0	0	1	0	0	1
	全部廃棄	78	0	0	45	0	0	123
	一部廃棄	7,144	1	0	44,925	25	12	52,107
	病変なし	374	0	0	8,724	15	3	9,116
令和 6年度	とさつ禁止	4	0	0	2	0	0	6
	解体禁止	1	0	0	0	0	0	1
	全部廃棄	121	0	0	100	0	0	221
	一部廃棄	7,375	2	0	45,788	21	6	53,192
	病変なし	335	0	0	7,636	7	1	7,979

(単位：頭数)

※一部廃棄には「病変のみで無廃棄のもの」を含む。

5 精密検査等検査実績

(1) 精密検査件数

分 類	項 目	件数
生体検査時の精密検査	血液・生化学検査等	273
保留畜の精密検査	細菌検査	107
	理化学検査	10
	病理組織学的検査	30
	病理学的確認検査	80

(2) 病理学的検案件数

区分	病理学的検索
牛	37
豚	42
計	79

(3) 残留動物用医薬品等検査件数

① 残留動物用医薬品等モニタリング検査

区分	抗生物質 (簡易検査法)	動物用医薬品
牛	33	0
豚	25	2
結果	すべて陰性	検出せず

(単位：件数)

② 保留畜の残留抗生物質検査

区分	抗生物質 (簡易検査法)
牛	39
豚	54
結果	すべて陰性

(単位：件数)

(4) と畜場の衛生管理に関する検査

項目	件数
牛枝肉ふきとり検査	12

6 外部検証

- (1) 記録検査
12 回実施。(月 1 回)
- (2) 現場検査
123 日実施。(原則、毎開場日 (242 日))
- (3) 切除法を用いた微生物試験

区分	生菌数	腸内細菌科菌群数
牛	60	60
豚	60	60
計	120	120

(単位：件数)

Ⅲ 調査研究

調査研究一覧（過去 10 年）

年度	演 題	学 会 名	発 表 者
R6	と畜検査データから得られた豚の尿細管間質性腎炎に関する一考察	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	国広 彩耶 篠塚 康佑
	広島市と畜場における牛伝染性リンパ腫の発生状況について	全食協中国・四国ブロック 技術研修会	西村 崇志
R5	と畜場における豚のサルモネラ属菌保有状況調査	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	横山 雄一 篠塚 康佑
	めん羊の B 細胞性リンパ腫の一例	全食協中国・四国ブロック 技術研修会 全国公獣協調査研究発表会	奥田 美香
	大学と連携した獣医学部学生を対象としたと畜検査研修の実施について	生活衛生関係業績発表会	国広 彩耶
R4	広島市と畜場における豚のリンパ腫の発生状況について（第 2 報）	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	重松 紗希
	LC-MS/MS を用いた食肉中の動物用医薬品一斉分析法の妥当性評価	全食協中国・四国ブロック 技術研修会	篠塚 康佑
R3	牛伝染性リンパ腫ウイルス遺伝子の検出状況について	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	岡田 有香
		全食協中国・四国ブロック 技術研修会	国広 彩耶
	広島市と畜場における HACCP 外部検証の実施について	生活衛生関係業績発表会	奥田 美香
R2	広島市と畜場に搬入された牛の SFTS ウイルスの浸潤状況調査について	全食協中国・四国ブロック 技術研修会	岡田 有香
H31	肥育牛における地方病性牛白血病の発症リスクに関する一考察	広島県獣医学会	兼重 裕美子
	公務員獣医師増加に向けて行ったアンケート調査について	全食協中国・四国ブロック 技術研修会	重松 紗希
H30	広島市と畜場における豚のリンパ腫の発生状況について	広島県獣医学会	吉村 奈津子

	タッチパネル式と畜検査管理システムの導入について	全食協中国・四国ブロック技術研修会	島本 琢士
	広島市と畜場に搬入された牛における住肉胞子虫感染実態調査について	生活衛生関係業績発表会	前田 紗希
H29	牛及び豚の盲腸便におけるカンピロバクター属菌保有状況調査	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	平本 佳織
	地方病性牛白血病診断の生体検査における補助診断マーカーの検討	全食協中国・四国ブロック技術研修会 全国公獣協調査研究発表会	中川 剛志
H28	広島市と畜場における地方型牛白血病の発生状況と各種検査所見の検討	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	中川 剛志
	牛盲腸便におけるカンピロバクター属菌保有状況調査	全食協中国・四国ブロック技術研修会	村田 清香
H27	核酸クロマト型チップを用いた地方型牛白血病 PCR 迅速診断の一考察	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	中川 剛志
	広島市と畜場における牛・豚のトキソプラズマ抗体保有状況	全国公獣協調査研究発表会	村田 清香
	と畜場における枝肉汚染の原因についての一考察	全食協中国・四国ブロック技術研修会	
	牛盲腸便から分離されたカンピロバクターについて	生活衛生関係業績発表会	栗原 健

公衆衛生**と畜検査データから得られた豚の尿細管間質性腎炎に関する一考察**

○国広彩耶 篠塚康佑 白澤清子

広島市食肉衛生検査所

1. はじめに：尿細管間質性腎炎（Tubulo-Interstitial Nephritis：以下、TIN という。）とは、腎臓の間質と尿細管に炎症細胞が浸潤し腎機能低下を起こす病態を指し、主な原因に感染症や薬剤によるものがある。と畜検査ではその疾病が認められた際、腎臓の一部又は全部廃棄をすることとされている。今回、広島市と畜場に搬入された豚で TIN 発生率の増加傾向がみられたため、農場への聞き取り及び書面でのアンケート調査を実施し、増加要因について考察した。併せて、と畜検査結果の有効活用について検討した。

2. 材料および方法：2018 年 4 月から 2024 年 3 月の 6 年間に広島市と畜場に搬入された豚のと畜検査結果データを基に、月ごとの出荷者別 TIN 発生率を集計したところ、A 農場において発生率の増加がみられたため、飼養管理やワクチンの使用等の聞き取り調査を実施した。併せて、一般的な飼養管理状況の把握のため、広島県養豚協会を通じて農場へ衛生対策及びと畜検査結果のフィードバックに関するアンケート調査を実施した。

3. 成 績：A 農場への調査では、オールインオールアウトを導入しており、抗菌性飼料添加物の使用はなく、直近 5 年間の飼養管理で変更はないことが分かった。また、アンケート調査（回答：10 農場）では、オールインオールアウト導入が 3 農場、抗菌性飼料添加物の使用が 2 農場、農場で見られる野生動物では、ネズミ等哺乳類が 7 農場、鳥類が 8 農場、昆虫が 5 農場であった。自由回答では、近年の猛暑や異常気象により、豚の体調不良の増加及び回復が遅くなったとの回答があった。フィードバックの有用性に対する項目では、回答のあった 7 農場全てで有用またはやや有用との意見であった。

4. 考 察：調査結果より A 農場の飼養管理方法では、感染症の蔓延や、薬剤の多用を想起させる項目は見られなかった。そのため TIN 増加に相関する結果は得られず、直接的な要因の特定には至らなかった。調査の課題として質問項目の設定の困難さ、想定要因以外の可能性が挙げられた。アンケート結果より、フィードバックは有用という意見が農場の 70%から得られており、今後も農場へフィードバックを継続するとともに、本調査のようにと畜検査結果を解析する等、検査結果を有効活用して農場へ還元するより良い方法を検討していきたい。

広島市と畜場における牛伝染性リンパ腫の発生状況について

広島市食肉衛生検査所 ○西村 崇志

はじめに

牛伝染性リンパ腫は 1998 年に家畜伝染病予防法の届出伝染病に指定されて以後、全国的に発生が増加しており¹⁾、広島市と畜場においても毎年 10 頭以上発生している。

今回、2009～2023 年度までの 15 年間に当所が地方病性牛伝染性リンパ腫（EBL）と診断した牛について発生状況調査を実施したところ、発生割合に特徴が認められた。

そこで、2024 年 8 月に広島市と畜場に搬入された 30 か月齢以下の黒毛和種及び交雑種の牛伝染性リンパ腫ウイルス（BLV）の感染状況を調査し、2018 年度の調査と比較したのでその概要を報告する。

材料及び方法

1. EBL の発生状況調査

(1) 品種別、月齢別 EBL 発生割合

① 材料

2009～2023 年度までに当所が EBL と診断した 249 頭を対象とした。

② 方法

5 年度ごとの品種別、月齢別の発生割合の推移について比較を行った。(2009～2013 年度 71 頭、2014～2018 年度 105 頭、2019～2023 年度 73 頭)。

(2) 産地別発生率

① 材料

2019～2023 年度までに搬入された牛 37,932 頭を対象とした。(2019 年度 7,548 頭、2020 年度 7,634 頭、2021 年度 7,534 頭、2022 年度 7,611 頭、2023 年度 7,605 頭)

② 方法

広島県産の牛と県外産の牛における EBL 発生率を比較した。

2. 30 か月齢以下の BLV 感染状況調査

(1) 材料

2024 年 8 月に搬入された牛のうち 30 か月齢以下の黒毛和種 30 頭及び交雑種 31 頭の計 61 頭から採取した末梢血を検査対象とした。

また、比較対象として、2018 年 7 月～2019 年 2 月（2018 年度）に当所が行った 30 か月齢以下の黒毛和種 278 頭、交雑種 249 頭の感染率結果を使用した²⁾。

(2) 方法

採材した末梢血は、市販キット「NucleoSpin Blood Quick Pure」(Takara) を用いて DNA を抽出し、市販キット「Bovine Leukemia Virus qPCR Detective Kit」(Takara) を用いて反応液を調整し、「CFX96 Deep well Real-Time System」でリアルタイム PCR を行い、BLV 遺伝子が検出されたものを陽性とした。

また、今回の BLV 感染率と 2018 年度の BLV 感染率を品種別、出生地別で統計学的に解析を行った。検定には、カイ二乗検定を使用し、P 値は 0.05 以下とした。

成績

1. EBL の発生状況調査

- (1) 品種別調査では、2009～2013 年度で発生した EBL のうち黒毛和種及び交雑種での発生割合が 17%（12 頭/71 頭）であったが、2014～2018 年度では 29%（30 頭/105 頭）、2019～2023 年度では 36%（26 頭/73 頭）であった（図 1）。月齢別調査では、2009～2013 年度で発生した EBL のうち 36 か月齢以下での発生割合は 11%（8 頭/71 頭）であったが、2014～2018 年度では 24%（25 頭/105 頭）、2019～2023 年度では 23%（17 頭/73 頭）であった（図 2）。

- (2) 産地別発生率では、県外産の牛の発生率が県内産の牛よりやや高い傾向が示された。

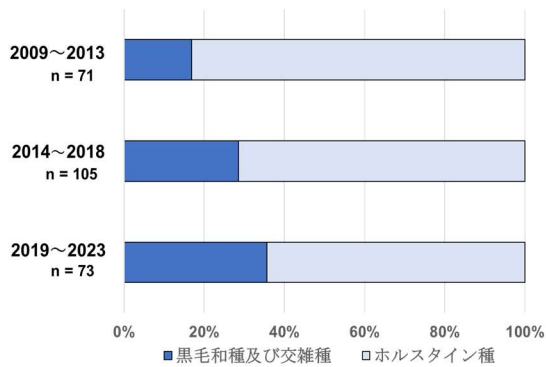


図1 品種別調査

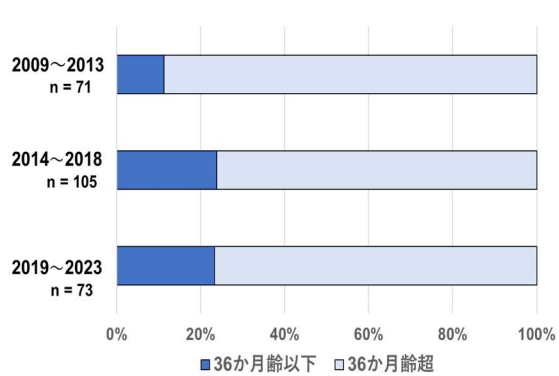


図2 月齢別調査

2. 30 か月齢以下の BLV 感染状況調査

BLV 感染率は黒毛和種 27%、交雑種 32% であった。当所で 2018 年度に実施した BLV 感染率と比較して、黒毛和種及び交雑種ともに感染率の有意な上昇が認められた。また、2018 年度の調査では黒毛和種の感染率が交雑種の感染率よりも有意に低かったが、今回の調査では感染率に有意な差は認められなかった（表 1）。

また、出生地別 BLV 感染率では、県内出生牛 13%、県外出生牛 41% であった。今回の調査及び 2018 年度の調査ともに、県内出生牛の感染率よりも県外出生牛の感染率が有意に高かった（表 2）。

表1 品種別BLV感染率

	黒毛和種	交雑種
2018年度	6% (17頭/278頭)	16% (39頭/249頭)
2024年度	27% (8頭/30頭)	32% (10頭/31頭)

表2 出生地別BLV感染率

	県内出生牛	県外出生牛
2018年度	8% (21頭/266頭)	13% (35頭/261頭)
2024年度	13% (3頭/24頭)	41% (15頭/37頭)

考察及びまとめ

今回、過去 15 年間の EBL 発生状況調査を実施したところ、品種別 EBL 発生割合においてホルスタイン種に比べ黒毛和種及び交雑種で増加傾向が認められた。また、月齢別 EBL 発生割合では、36 か月齢以下での発生割合で増加傾向が認められた。このことから、黒毛和種及び交雑種の BLV 感染の拡大が考えられたため、30 か月齢以下の BLV 感染状況調査を実施したところ、2018 年度に実施した BLV 感染率と比べ、黒毛和種及び交雑種ともに感染率の有意な上昇が認められ、BLV 感染の拡大を裏付ける結果が得られた。また、品種別 BLV 感染率において 2018 年度の調査では交雑種に比べ黒毛和種の感染率が有意に低かったが、今回の調査では有意な差は認められなかった。これは、以前に比べ黒毛和種の間で BLV 感染が大きく拡大していることが原因として考えられた。

さらに、出生地別 BLV 感染率では、県内出生牛に比べ県外出生牛の感染率が有意に高かった。BLV の感染率は地方により異なることが報告されており³⁾、それに起因することと、県外出生牛の多くは複数の農場を経由して肥育農場に導入されているものが多いため、BLV 感染の機会が多いことが県外出生牛の感染率が高かった原因として考えられた。

牛伝染性リンパ腫は年々発生が増加しており農場等への情報提供の必要性から、今後も発生状況調査及び感染状況調査を継続していきたい。

引用文献

- 1) 農林水産省：農林水産省監視伝染病発生年報（2008-2023）
- 2) 兼重裕美子ほか：肥育牛における地方病性牛白血病の発症リスクに関する一考察, 広島県獣医学会雑誌, 35, 85-89（2019）

- 3) Kenji MURAKAMI et al : Nationwide Survey of Bovine Leukemia Virus Infection among Dairy and Beef Breeding Cattle in Japan from 2009-2011, J Vet Med Sci, 75, 1123-1126 (2013)

Ⅳ その他の事業

1 食肉に関する衛生教育

事業名	内 容
「食検だより」発行	と畜場や食肉衛生検査所での業務紹介や、食肉衛生に関する普及啓発を広島市 HP に 3 回発行した。 ★第 77 号「令和 5 年度 と畜検査結果」(6 月) ★第 78 号「いろいろな病変 腎臓編」(9 月) ★第 79 号「いろいろな病変 豚回虫」(11 月)

2 と畜検査結果のフィードバック

安全で安定した食肉の生産供給のため、と畜検査申請者には毎日、出荷者及び生産者等に、延べ 20 件と畜検査結果データを提供（フィードバック）した。

3 輸出食肉

広島市と畜場でと畜され、広島食肉市場株式会社(食肉処理場)で処理された牛肉・豚肉について、食肉衛生証明書を発行。

(1) 認定状況

認定日	内 容
平成 22 年 12 月 8 日	香港向け輸出豚肉取扱施設
令和 2 年 5 月 7 日	マカオ向け輸出牛肉取扱施設
令和 2 年 12 月 4 日	タイ向け輸出牛肉取扱施設

(2) 発行件数（過去 3 年）

種別	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
香港向け輸出豚肉	0	0	0
マカオ向け輸出牛肉	0	0	0
タイ向け輸出牛肉	1	1	0

4 実習等の受入れ

実施日	事業名	受入人数
令和 6 年 8 月 26 日 ～30 日	体験型家畜衛生・公衆衛生実習	2 名
令和 7 年 3 月 4 日 3 月 11 日	山口大学と畜検査研修	32 名